



幼児教育・保育の無償化のご案内



幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス(3歳で4月1日を迎える年度)から小学校入学前までと、2歳児クラス(3歳で3月31日を迎える年度)までの住民税非課税世帯が対象となります。

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

1 無償化の範囲

子どもの年齢		3～5 歳児クラス ※3 歳で迎える4月1 日～小学校入学前		0～2 歳児クラス ※出生から3 歳になって最初の3月3 1 日まで	
認定区分		新1 号	新2 号	新3 号	
保育の必要性		なし	あり	あり	
住民税課税状況		—		非課税	課税世帯
サービスの種類	認可保育所、 認定こども園(保育利用)	利用不可	無償	無償	無償化の対象外
	認定こども園(教育利用)	無償		—	
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育料	—	11,300 円/月 まで無償		
	幼稚園	25,700 円/月まで無償			
	幼稚園の預かり保育料	—	11,300 円/月 まで無償		
	認可外保育施設、 ファミリーサポートセンター、 一時預かり、病児保育	—	合計 37,000 円/月まで 無償	合計 42,000 円/月 まで無償	無償化の対象外

※満3歳児クラスの新3号認定の場合は、16,300円/月まで無償

※3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも無償化されます。

(保育所や幼稚園などに在園している場合は、両方とも無償)



2 給付認定について



無償化給付を受けるには、給付認定が必要です。すでに認可保育所や認定こども園を利用している場合は、現1～3号認定(教育・保育給付認定)を受けていますので、新たな手続きは不要です。

幼稚園を利用している人、認定こども園(現1号認定)の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、新1～3号認定(施設等利用給付認定)を受ける必要があります。詳しくは、石垣市子育て支援課までお問い合わせください。

■現1号～3号認定(教育・保育給付認定)

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
現1号	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園(教育利用)
現2号		あり	保育所、認定こども園(保育利用) など
現3号	0～2歳		

■新1号～3号認定(施設等利用給付認定)

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3歳～5歳児クラス	なし	幼稚園・認定こども園(教育利用)
新2号	3～5歳児クラス	あり	保育所、認定こども園(保育利用) など
新3号	0～2歳クラスかつ住民税非課税世帯(満3歳児クラス)		

※新3号認定を受けるためには住民税が非課税であることが条件となります。

8月までは前年度の税情報、9月以降は現年度の税情報を確認します。保護者の税情報が確認できない場合や未申告となっている場合は認定できません。

3 新制度における「保育の必要性」の事由及び「認定期間」について

2 で示した「施設等利用給付認定(無償化を受けるための認定)」の新 2 号・新 3 号を受ける方は、保育の必要性の事由があることが条件となります。「保育の必要性」とは、保育者の就労、病気などで家庭において保育ができない状況をいいます。

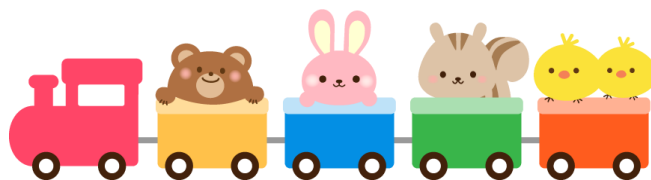
事由	認定基準	認定を受けるために必要書類		認定期間
就労	月に 48 時間以上の就労を常態とすること	就労証明書（指定様式）		就労期間中
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	母子手帳の写し ※表紙と予定日、又は出生日が記載されているページ		産前 3 ヶ月 産後 6 ヶ月
疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	疾病の場合 診断書（指定様式）	障がいの場合（※1） 障害手帳の写し	保護者の療養 期間中
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護していること	・診断書（指定様式） ・介護保険被保険者証の写し (介護認定を受けている方のみ)		同居親族の療 養期間中
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること	被災証明書（消防署にて発行）		災害復旧に要 する期間
求職	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること	求職活動申立書 ※求職受付票をお持ちの方は写しを添付		年度内 1 回 最大 90 日
就学	就学していること（就学・技術取得のため、昼間学校や職業訓練等に通っている場合）※月 48 時間以上	在学証明書の写し、及び日程表の写し (授業日数、拘束時間が確認できるもの)		就学期間中
育児休業	育児休業時に既に保育を利用している園児の継続利用が必要であると認められる場合(育児休業対象児は認定不可)	就労証明書（指定様式） ※産前産後休業・育児休業の期間の記入のあるもの		育児休業対象 児童が 1 歳半 になるまで

(※1) 障がいの認定は身体障害手帳 4 級以上、療育手帳 B2 以上、精神障害手帳 3 級以上の保持者となります。

◎追加書類（該当する方のみ）

世帯の状況	必要書類
ひとり親（母子・父子）世帯	下記の①～④のいずれかひとつ ①児童扶養手当受給者証の写し ②母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し ③戸籍謄本（離婚日の記載がある）の写し ④ひとり親等であることの申立書

※各種証明書類は 3 ヶ月以内に発行されたものとなります。



4 石垣市内の無償化対象施設・サービス（公立・認可保育園、幼稚園等以外）



子育てのための施設等利用給付認定を受けることで、保育料が無償化となる対象施設は下表のとおりです。

対象施設・サービス	施設名	連絡先・所在地	認定区分	【無償化となる月額上限額】		給付方法
				3～5歳	0～2歳 (非課税世帯)	
(1号認定児の預かり保育利用) 認定こども園	新栄町こども園	0980-83-5500 新栄町 7	新2号	【11,300 円/月】 ※利用日数×450 円	—	現物給付
	認定こども園 なごみの広場	0980-87-0288 大浜 436-1				
	認定こども園 ふくぎこども園	0980-87-9321 石垣 741-1				
	認定こども園 平得わらべ 保育園	0980-88-0007 平得 394-3				
	認定こども園 アスク真栄里 こども園	0980-88-1800 真栄里 88				
私立幼稚園	学校法人 カトリック学園 海星幼稚園	0980-82-2373 大川 68	新1号	【25,700 円/月】		現物給付
			新2号	【11,300 円/月】 ※利用日数×450 円		償還払い
認可外保育施設	サンライト こども園	0980-82-1850 石垣 736-37	新2号 新3号	【37,000 円/月】	【42,000 円/月】	償還払い
一時預かり	石垣島一時預かり yukuru	080-4675-3317 登野城 683-1				
	地域子育て支援 センター こっこーま	0980-88-5219 大川 70 (大川保 育所 2 階)				
居宅訪問型	ベビーシッター サービス つむぎ	090-7869-9797				
石垣市ファミリーサポート センター		0980-87-0655 登野城 130 1F				



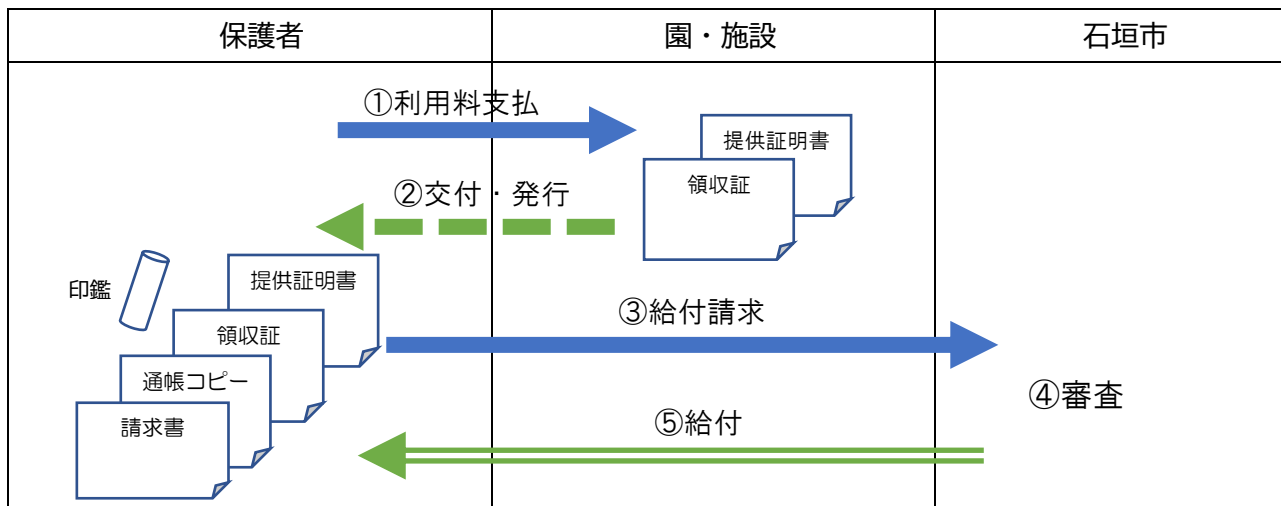
5 給付の方法

無償化となった保育料の給付方法として現物給付と償還払いの2つがあります。

給付方法は施設によって異なります。

現物給付	上限の範囲内で、施設への支払いが不要となります。（施設が市町村へ請求）
償還払い	保護者が施設に保育料を支払った際の領収書と必要書類を子育て支援課へ持参して払い戻しの申請をした後、上限の範囲内で保育料が払い戻される。（保護者が市町村へ請求） 請求可能期間は利用月の翌月1日から起算して2年。

★償還払いの請求の流れ



【注意事項】

- ▶給食費、送迎料、教材費、保護者会費などは無償化の対象となりません。
- ▷海星幼稚園2歳児（たんぽぽ組）、学童保育施設は対象外です。
また、海星幼稚園の在園児は他の施設での無償化利用はできません。
（私立認定こども園も同様です）
- ▶企業主導型保育事業の無償化に係る手続きなどの詳細については、各施設へ直接お問い合わせください。
- ▷年度途中で認定期間が満了となった場合は、満了日の翌日以降は無償化の対象となりません。
認定期間の延長を希望する場合は、保育の必要性の事由等の変更手続きを行い認定期間の更新手続きをお願いします。
- ▶認定期間満了日以降の手続きは、再度申請（新規）が必要です
- ▷十分な預かり保育が提供されない施設の場合は認可外施設なども、上限額までは併せて利用できます。
長期休業中も無償化の上限は同額です。



6 保育の無償化の対象外となる認可外保育施設

「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていない認可外保育施設は、保育の無償化の対象外です。
認可外保育施設指導監督基準を満たした園の確認は、沖縄県のホームページまたは、ご利用の認可外保育施設にお問い合わせください。

7 現況確認について

施設等利用給付認定（幼児教育・保育の無償化）を受けている場合は、毎年現況確認（「保育の必要性」の有無の確認）が必要となります。例年8月頃に現況対象者（毎年4月1日以前の認定者）へ通知しております。通知が届いた方は内容をご確認のうえ、子育て支援課窓口までお越しください。

※現況確認が未確認の場合、施設等利用給付費をお支払いすることが出来ませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先

石垣市 こども未来局 子育て支援課

電話：0980-82-1704（直通） 石垣市ホームページ

